

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	7
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	10
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	11
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
6. 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	15
7. 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則	20
8. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	21
9. 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表	24
10. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	25
11. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	33
12. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	37
13. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	39
14. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	40
15. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	43
16. 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	44
17. 新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表	49
18. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	51
19. 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則	52

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 削る )</p> <p><u>( 2 ) 債券( 転換社債型新株予約権付社債券( 新株予約権付社債券のうち、商法第 3 4 1 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に係る決議( 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律( 昭和 4 9 年法律第 2 2 号 ) 第 1 条の 2 第 3 項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。 ) を行っているものをいう。以下同じ。 ) を除く。以下同じ。 )</u></p> <p>午前立会は、午前 1 0 時 3 0 分から 1 1 時までの間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p><u>( 3 ) 転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 売買の種類 )</p> <p>第 8 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p>	<p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p><u>( 2 ) 新株予約権証券</u></p> <p><u>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとする。</u></p> <p><u>( 3 ) 債券( 新株予約権付社債券等( 新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。 ) を除く。以下同じ。 )</u></p> <p>午前立会は、午前 1 0 時 3 0 分から 1 1 時までの間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p><u>( 4 ) 新株予約権付社債券等</u></p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 売買の種類 )</p> <p>第 8 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p>

(削る)

(2) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

a・b (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) (略)

(2) 第26条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日

(3)~(5) (略)

4~6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2~6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(削る)

(2) 新株予約権証券

a 当日決済取引

b 普通取引

(3) 債券及び新株予約権付社債券等

a・b (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) (略)

(2) 第26条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行っているものをいう。以下同じ。)について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日

(3)~(5) (略)

4~6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2~6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株引受権証券は、1証券につき、0.05ポイントとする。この場合において、本所

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面500万円、額面400万円、額面300万円、額面、200万円、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。

(削る)

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率に乗じて得た額(以下「利子」

がその都度定める金額を100ポイントとする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、額面100円につき、5銭とする。

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付新株予約権付社債券等については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券は、1証券とする。

(4) (略)

(5) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。

(6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、本所が定めるところにより、額面100万円又は額面50万円とする。

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率に乗じて得た額(以下「利子」という。)

という。)から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(4) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券又は新株予約権付社債券等について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(4) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

( 6 ) ~ ( 1 4 ) ( 略 )

2 ( 略 )

( 安定操作期間内における自己買付け )

第 5 4 条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 6 号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 5 ) 新株予約権証券、新株予約権付社債券、新株引受権証書 ( 優先出資引受権証書を含む。以下この号において同じ。 )、株券預託証券 ( 株券 ( 優先出資証券 ( 協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。 ) を含む。以下この号及び次号において同じ。 ) に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。 ) 又は交換社債券 ( 以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。 ) に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券 ( 以下この号及び次号において「行使対象株券」という。 ) の価格の関係を利用して行う次の a から d までに掲げる取引に係る買付け

a ~ d ( 略 )

( 6 ) ~ ( 1 5 ) ( 略 )

( 転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保 )

第 5 5 条 転換社債型新株予約権付社債券について、幹事証券会社 ( 幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。 ) である会員は、本所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。

( 6 ) ~ ( 1 4 ) ( 略 )

2 ( 略 )

( 安定操作期間内における自己買付け )

第 5 4 条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 6 号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 5 ) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書 ( 優先出資引受権証書を含む。以下この号において同じ。 )、株券預託証券 ( 株券 ( 優先出資証券 ( 協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。 ) を含む。以下この号及び次号において同じ。 ) に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。 ) 又は交換社債券 ( 以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。 ) に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券 ( 以下この号及び次号において「行使対象株券」という。 ) の価格の関係を利用して行う次の a から d までに掲げる取引に係る買付け

a ~ d ( 略 )

( 6 ) ~ ( 1 5 ) ( 略 )

第 5 5 条 削 除

第56条～第60条まで 削 除

( 削る )

( 削る )

( 削る )

( 削る )

( 削る )

( 有価証券等清算取次ぎに対する適用 )

第68条 ( 略 )

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

第56条 削 除

第57条 削 除

第58条 削 除

第59条 削 除

第60条 削 除

( 新株予約権証券を付した社債券 )

第68条 第2条第1項第3号の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この規程の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

( 有価証券等清算取次ぎに対する適用 )

第69条 ( 略 )

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利付債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利付債券(利付の新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の売付顧客は、利札の引渡しを行わな</p>

引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、投資信託受益証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の転換社債型新株予約権付社債券

2 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 (略)

2 債券( 転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

いものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、投資信託受益証券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券

(4) 新株予約権付社債券等の売付けについては、新株予約権付社債券にあっては売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の新株予約権付社債券、それ以外のもの~~に~~あっては、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約券証券

2 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 (略)

2 債券( 新株予約権付社債券等を除く。)の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

2 正会員は、顧客から債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座を設定し、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

（発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法）

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 （略）

（削る）

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

2 正会員は、顧客から債券（新株予約権付社債券等を除く。）の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座を設定し、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

（発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法）

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 （略）

（新株予約権証券を付した社債券）

第43条 第11条第1項の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この準則の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( Q - B o a r d への上場審査基準 )</p> <p>第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>( 5 ) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a ・ b ( 略 )</p> <p>c <u>a</u>及び前<u>b</u>に規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>( 6 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 8 年 2 月 1 日から施行する。</p>	<p>( Q - B o a r d への上場審査基準 )</p> <p>第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>( 5 ) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a ・ b ( 略 )</p> <p>c <u>前 a</u>に規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>( 6 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a b (略)</p> <p>a c 上場債券(上場転換社債型新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rの2において同じ。)に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d ~ a i (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 10 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a b (略)</p> <p>a c 上場債券(上場新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rの2において同じ。)に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d ~ a i (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 10 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p>

(7) 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) ~ (11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第11条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を福岡市又はその周辺に設置するものとする。

(7) 上場新株予約権証券、上場債券又は上場新株予約権付社債等に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) ~ (11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権付社債等(新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第11条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場新株予約権証券又は上場新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を福岡市又はその周辺に設置するもの

とする。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

**債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券(国債証券、外国債券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券(国債証券、外国債券、<u>新株予約権付社債券及び新株予約権証券</u>と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券<u>及び新株予約権証券</u>と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>転換社債型新株予約権付社債券の上場</u>について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 <u>この特例において「転換社債型新株予約権付社債券」とは、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われている新株予約権付社債券をいう。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該転換社債型新株予約権付社債の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</u></p> <p>(3) <u>当該転換社債型新株予約権付社債の本</u></p>	<p>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株予約権付社債券等の上場</u>について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(社債券及び新株予約権証券の一体売買に係る上場申請)</u></p> <p>第1条の2 <u>同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券については、その発行者は、当該社債券及び新株予約権証券を一体で売買するものとして上場申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する社債券及び新株予約権証券は、この特例の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株予約権付社債券又は前条の規定に基づき新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券(以下「新株予約権付社債券等」という。)</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該新株予約権付社債等の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</u></p> <p>(3) <u>当該新株予約権付社債等の本券の見本。</u></p>

券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 新株予約権の行使の条件が適当でないこと認められるものでないこと。

c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の保管振替業において取り扱われる転換社債型新株予約権付社債券である場合

ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。

a (略)

b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。

(a) 消化件数

1,000件

(b) 消化額

発行額面総額の50%

c 新株予約権付社債等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って新株予約権付社債等の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われている新株予約権付社債券(以下「転換社債型新株予

には、指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第2号**b**及び**d**に適合するものであること。

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会

約権付社債券」という。)である場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

e 新株予約権の譲渡につき制限を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 新株予約権付社債等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第2号dに適合するものであること。

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券

社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) 第3条第1項第2号**b**から**d**までに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が

の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) 第3条第1項第2号**c**に掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場契約)

第3条の2 本所が新株予約権付社債券等上場する場合には、当該上場申請に係る新株予約権付社債券等の発行者は、本所所定の新株予約権付社債券等上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場新株予約権付社債券等の発行者が他の新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄(新株予約権付社債券に限る。)については、この限りでない。

(1) 新株予約権付社債券等上場契約について重大な違反を行った場合又は新株予約権付社債券等上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(4) (略)

(削る)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

平成14年4月1日改正付則

1～3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 最近1年間の月平均売買高が額面金額50万円未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(4) 上場新株予約権付社債券等の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(5) (略)

(6) 当該銘柄について新株予約権の譲渡につき制限を行うこととした場合

(7) 当該銘柄(転換社債型新株予約権付社債券であるものに限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(8) (略)

平成14年4月1日改正付則

1～3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている新株予約権付社債券等の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

## 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売買システムによる売買以外の売買 )</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>( 1 ) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買 ( 本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 同時呼値の順位 )</p> <p>第 6 条 規程第 1 0 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値 ( 以下「同時呼値」という。 ) の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a ( 略 )</p> <p>b 最小単位の 5 倍の数量以外の部分の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序で、正会員単位により次に定めるところによる。</p> <p>( a ) 第 1 順位</p> <p>呼値の数量に 3 分の 1 を乗じて算出した数量 ( 最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下この b において同じ。 )</p> <p>( b ) ・ ( c ) ( 略 )</p> <p>c ( 略 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 約定値段を定める場合の合致数量 )</p>	<p>( 売買システムによる売買以外の売買 )</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買 ( 本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 同時呼値の順位 )</p> <p>第 6 条 規程第 1 0 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値 ( 以下「同時呼値」という。 ) の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u></p> <p>a ( 略 )</p> <p>b 最小単位の 5 倍の数量以外の部分の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序で、正会員単位により次に定めるところによる。</p> <p>( a ) 第 1 順位</p> <p>呼値の数量に 3 分の 1 を乗じて算出した数量 ( 最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下この b <u>及び次号 a の ( b )</u> において同じ。 )</p> <p>( b ) ・ ( c ) ( 略 )</p> <p>c ( 略 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 約定値段を定める場合の合致数量 )</p>

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券について、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(2)・(3) (略)

(債券の売買単位)

第12条の3 規程第15条第3号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第13条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面500万円券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。

第14条から第17条まで 削除

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券等について、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(2)・(3) (略)

(債券の売買単位)

第12条の3 規程第15条第4号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第13条 規程第15条第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。

(新株予約権付社債券等の売買単位)

第14条 規程第15条第6号に規定する新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円とする

(削る)

(削る)

(削る)

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3)・(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は新株予約権付社債券等の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3)・(4) (略)

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1)・(2) (略) (削る)</p> <p><u>2</u> 転換社債型新株予約権付社債券の市場内における売買代金の万分の0.39 ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p><u>3</u> 転換社債型新株予約権付社債券を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに額面100円につき 2厘4毛 ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1)・(2) (略)</p> <p><u>2</u> <u>新株予約権証券の市場内における売買代金の万分の1.27</u> <u>ただし、特別会員は徴収しない。</u></p> <p><u>3</u> <u>新株予約権付社債券等の市場内における売買代金の万分の0.39</u> ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p><u>4</u> <u>新株予約権付社債券等を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに額面100円につき 2厘4毛</u> ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 監理ポスト、整理ポストへの割当て )</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ~ ( 2 ) の 2 ( 略 )</p> <p>( 削る )</p>	<p>( 監理ポスト、整理ポストへの割当て )</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ~ ( 2 ) の 2 ( 略 )</p> <p><u>( 3 ) 新株予約証券については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 監理ポストへの割当て</u></p> <p><u>上場新株予約権証券が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権証券を監理ポストに割り当てる。</u></p> <p><u>( a ) 上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合</u></p> <p><u>( b ) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 3 号本文に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>( c ) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 4 号に該当するおそれがあると本所が認める場合( 上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。 )</u></p> <p><u>( d ) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>( e ) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>b 整理ポストへの割当て</u></p> <p><u>上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項各号( 株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 8 )</u></p>

(3) (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債券に係る社債について社債権者集会が招集されることとなった場合

(c) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(削る)

bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株予約権付社債券等に係る社債について社債権者集会が招集されることとなった場合

(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号

( d )  転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

( e )  転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項各号 ( 株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 8 ) b の ( a ) に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。 ) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号 ( 最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。 )、第 4 号 ( 上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。 )、第 5 号若しくは第 6 号に該当する場合は、当該 転換社債型新株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

( 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 )

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) ~ ( 2 ) の 2 ( 略 )

( 削る )

に該当するおそれがあると本所が認める場合

( e )  新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 7 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

( f )  新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 8 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項各号 ( 株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 8 ) b の ( a ) に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。 ) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号 ( 最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。 )、第 3 号、第 5 号 ( 上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。 )、第 6 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当する場合は、当該 新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

( 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 )

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) ~ ( 2 ) の 2 ( 略 )

( 3 )  新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( e ) までに定めるところによる。

( a ) 前条第 3 号 a の ( a ) の場合には、  
上場新株予約権証券の発行者の発行する  
普通株の監理ポストへの割当期間と同一  
とする。

( b ) 前条第 3 号 a の ( b ) の場合には、  
本所が必要と認めた日から本所が新株予  
約権証券に関する有価証券上場規程の特  
例第 4 条第 2 項第 3 号本文に該当するか  
どうかを認定した日までとする。

( c ) 前条第 3 号 a の ( c ) の場合には、  
本所が必要と認めた日から本所が新株予  
約権証券に関する有価証券上場規程の特  
例第 4 条第 2 項第 4 号に該当するかどう  
かを認定した日までとする。

( d ) 前条第 3 号 a の ( d ) の場合には、  
本所が必要と認めた日から本所が新株予  
約権証券に関する有価証券上場規程の特  
例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するかどう  
かを認定した日までとする。

( e ) 前条第 3 号 a の ( e ) の場合には、  
本所が必要と認めた日から本所が新株予  
約権証券に関する有価証券上場規程の特  
例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するかどう  
かを認定した日までとする。ただし、当  
該本所が必要と認めた日から 1 年を超え  
ることとなるときは、当該日から 1 年目  
の日以降の日でその都度本所が定める日  
までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新  
株予約権証券の上場廃止を決定した日の翌  
日から、新株予約権証券に関する有価証券上  
場規程の特例の取扱い 3 . ( 3 ) a、 b、 e 又  
は f に定める上場廃止日の前日までとする。

( 3 ) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

( 4 ) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（ a ）から（ g ）までに定めるところによる。

（ a ） 前条第 3 号 a の（ a ）の場合には、上場債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号 a の（ a ）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条又は第 8 条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ b ） 前条第 3 号 a の（ b ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 2 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ c ） 前条第 3 号 a の（ c ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 3 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ d ） 前条第 3 号 a の（ d ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 4 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ e ） 前条第 3 号 a の（ e ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 5 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ f ） 前条第 3 号 a の（ f ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関

監理ポストへの割当期間は、次の（ a ）から（ g ）までに定めるところによる。

（ a ） 前条第 4 号 a の（ a ）の場合には、上場債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号 a の（ a ）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条又は第 8 条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ b ） 前条第 4 号 a の（ b ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 2 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ c ） 前条第 4 号 a の（ c ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 3 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ d ） 前条第 4 号 a の（ d ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 4 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ e ） 前条第 4 号 a の（ e ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 5 号（同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（ f ） 前条第 4 号 a の（ f ）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関

する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第3号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(g)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第4号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(削る)

する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第4号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(g)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第5号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の

(d) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合、同項第2号の2aの(c)に定める前条第2号の2aの(f)

特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(4)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合、同項第2号の2aの(c)に定める前条第2号の2の(f)

口に該当した場合又は同項第3号aの(g)に定める前条第3号aの(g)口に該当した場合当該開示を行った日の本所がその都度定める時  
(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

口に該当した場合又は同項第4号a(g)に定める前条第4号aの(g)口に該当した場合当該開示を行った日の本所がその都度定める時  
(3) (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の呼値の制限)</p>	<p>(<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>の呼値の制限)</p>
<p>第6条 正会員は、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p>	<p>第6条 正会員は、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p>
<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び¥整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p>	<p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び¥整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>

( 削る )

( 2 ) 新株予約権証券

行使対象上場株券の基準値段		幅		値	
500円未満のもの	上下5ポイント	x 当該新株 予約権証券の 行使比率	x 当該新株 予約権証券の 交付 比率	新株予約 権の行使に より発行す る株式の発 行価額の総 額 社債の総額	
				100 新株予約権の行使 により発行する株 式の発行価額	
500円	以上	1,000円	未満の もの "	ポイント 10	x " x "
1,000円	"	1,500円	" "	20	x " x "
1,500円	"	2,000円	" "	30	x " x "
2,000円	"	3,000円	" "	40	x " x "
3,000円	"	5,000円	" "	50	x " x "
5,000円	"	1万円	" "	100	x " x "
1万円	"	2万円	" "	200	x " x "
2万円	"	3万円	" "	300	x " x "
3万円	"	5万円	" "	400	x " x "
5万円	"	7万円	" "	500	x " x "
7万円	"	10万円	" "	1,000	x " x "
10万円	"	15万円	" "	2,000	x " x "
15万円	"	20万円	" "	3,000	x " x "
20万円	"	30万円	" "	4,000	x " x "
30万円	"	50万円	" "	5,000	x " x "
50万円	"	100万円	" "	1万	x " x "
100万円	"	150万円	" "	2万	x " x "
150万円	"	200万円	" "	3万	x " x "
200万円	"	300万円	" "	4万	x " x "
300万円	"	500万円	" "	5万	x " x "
500万円	"	1,000万円	" "	10万	x " x "
1,000万円	"	1,500万円	" "	20万	x " x "
1,500万円	"	2,000万円	" "	30万	x " x "
2,000万円	"	3,000万円	" "	40万	x " x "
3,000万円	"	5,000万円	" "	50万	x " x "
5,000万円	以上	のもの	" "	100万	x " x "

( 呼値の単位に満たない端数は切り上げる。 )

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

(注1) 「x当該新株予約権証券の交付比率〔新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額〕」については、社債券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた新株予約権証券に限って適用する。

(注2) 本所が当該値幅を用いることが適当でないとき認めるときは、本所がその都度定める値幅とする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)

新株予約権付社債券等の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第3項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段		値幅	
500円未満のもの	上下5円	x 当該新株 予約権付社債	x 当該新株 予約権付
		100 新株予約権の行使	新株予約 権付の行使

50万円	〃	100万円	〃	〃	1万円	×	〃	×	〃
100万円	〃	150万円	〃	〃	2万円	×	〃	×	〃
150万円	〃	200万円	〃	〃	3万円	×	〃	×	〃
200万円	〃	300万円	〃	〃	4万円	×	〃	×	〃
300万円	〃	500万円	〃	〃	5万円	×	〃	×	〃
500万円	〃	1,000万円	〃	〃	10万円	×	〃	×	〃
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	20万円	×	〃	×	〃
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	30万円	×	〃	×	〃
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	40万円	×	〃	×	〃
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	50万円	×	〃	×	〃
5,000万円	以上	のもの	〃	〃	100万円	×	〃	×	〃

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

5 (略)

5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(債券及び転換社債型新株予約権付社債券の制限値幅)</p> <p>第3条 債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の呼値の制限値幅は、1円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(基準値段)</p>	<p>(新株予約権証券の制限値幅)</p> <p>第2条の2 新株予約権証券の呼値の制限値幅は、当該新株予約権証券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額。以下同じ。)及び交付比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額。以下同じ。)を乗じて算出した値幅(単独発行された新株予約権証券にあっては、行使比率を乗じて算出した値幅をいう。呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、本所が当該値幅を用いることが適当でないとき、本所がその都度定める値幅とする。</p> <p>(債券及び新株予約権付社債券等の制限値幅)</p> <p>第3条 債券(新株予約権付社債券等を除く。以下同じ。)の呼値の制限値幅は、1円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の呼値の制限値幅は、当該新株予約権付社債券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率及び付与比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/新株予約権付社債券等の総額)を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。</p> <p>(基準値段)</p>

第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

(4) (略)

2 (略)

3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

(制限値幅の変更措置)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、本所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 新株予約権証券

第1号本文の規定を適用する。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等

第1号本文の規定を適用する。

(6) (略)

2 (略)

3 第1項第2号、第4号及び第5号の規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

(制限値幅の変更措置)

第5条 第2条、第2条の2及び第3条の規定にかかわらず、本所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)</u>については、<u>売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の転換社債型新株予約券付社債券とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。</u></p> <p><u>(4) 新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)</u>については、<u>新株予約権付社債券にあつては売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の新株予約券付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項            発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）により発行する場合を除く。</p> <p>b～1 （略）            (2)～(4) （略）</p>	<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項            発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）により発行する場合を除く。</p> <p>b～1 （略）            (2)～(4) （略）</p>
<p>8. 第7条（新株予約権の行使通知等）関係            (1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>a （略）            b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）            (a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の1</p>	<p>8. 第7条（新株予約権の行使通知等）関係            (1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>a （略）            b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）            (a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の1</p>

0%以上、新株予約権付社債各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額（上場外貨建転換社債型新株予約権付社債については、前月末日）が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

0%以上、新株予約権付社債等各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 上場新株予約権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合、上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(8) (略)            (9) 不適当な合併等                a (略)                b 次の(a)から<u>(e)</u>までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。                    (a)～(e) (略)                c～g (略)            (10)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">平成14年4月1日改正付則</p> <p><u>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</u>            (削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(8) (略)            (9) 不適当な合併等                a (略)                b 次の(a)から<u>(d)</u>までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。                    (a)～(e) (略)                c～g (略)            (10)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">平成14年4月1日改正付則</p> <p><u>1. この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 1.(2)a中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u>の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、<u>当分の間、「上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u>が<u>指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。</u></p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>」</u>という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>（3）第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係</u>）</p> <p>（1）<u>第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でない」と認められるもの</u>には、次のaからcまでのいずれかに掲げる<u>転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。</u></p> <p>a <u>修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。</u></p> <p>b <u>一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。</u></p> <p>c <u>修正後の転換価額を、株価参照日におけ</u></p>	<p>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（<u>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>新株予約権付社債券等特例</u>」</u>という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債等の本券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>（3）第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債等の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>新株予約権付社債券等特例第3条関係</u>）</p> <p>（1）<u>発行方法が株主割当又は株主優先募入の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</u></p>

る株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。

(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する転換社債型新株予約権付社債の本券は、額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)によるものとする。

(削る)

(削る)

(3) (略)

### 3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、

(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)によるものとする。

a 転換社債型新株予約権付社債券

額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種

b 前a以外の新株予約権付社債券等

当該新株予約権付社債券等に係る社債券が額面100万円券又は額面50万円券のいずれか一種であること（当該新株予約権付社債等が、新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券が単一の券種であること。）。

(3) (略)

### 3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、

転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

（削る）

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a （略）

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなった

新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第2項第3号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

a 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 「本所及び国内の他の証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が額面金額50万円未満である場合とする。

(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a （略）

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった

銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c （略）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）

e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

（削る）

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c （略）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）

e 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第8号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>転換社債型新株予約権付社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>転換社債型新株予約権付社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役職氏名 _____ 印 (コード番号 _____ )</p> <p>_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を上場するについて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>(以下「上場転換社債型新株予約権付社債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p>	<p><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役職氏名 _____ 印 (コード番号 _____ )</p> <p>_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>新株予約権付社債券等</u>を上場するについて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>新株予約権付社債券等</u>(以下「上場新株予約権付社債券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>新株予約権付社債券等</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p>

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び  
受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>( 単一銘柄取引の数量 )</p> <p>第 2 条 立会外取引特例第 2 条第 1 項に規定する 本所が定める数量又は金額は、次の各号に定め るところによるものとする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 転換社債型新株予約権付社債券 規程第 1 5 条第 4 号に定める金額</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 8 年 2 月 1 日から施行 する。</p>	<p>( 単一銘柄取引の数量 )</p> <p>第 2 条 立会外取引特例第 2 条第 1 項に規定する 本所が定める数量又は金額は、次の各号に定め るところによるものとする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 転換社債型新株予約権付社債券 規程第 1 5 条第 5 号に定める金額</p>

## 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- ( 1 ) 新株予約権証券上場契約書
- ( 2 ) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

付 則

この規則は、平成 1 8 年 2 月 1 日から施行する。